

京都市立小学校，中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第 1 2 号

京都市立小学校，中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校，中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 4 条中「時間外勤務，」の右に「条例第 3 7 条の 4 第 1 項の規定による時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。），条例第 3 9 条第 1 項の規定による休日の代休日，」を加え，「第 4 4 条」を「第 4 4 条の 2」に改める。

附 則

この規則は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）